

△期（一般）

令和六年度 武蔵野大学 専攻科

受験番号

氏 名

言語聴覚士養成課程

入学試験問題

（三月一〇日）

「国語総合」

【一】次の文章を読んで、論旨に基づいて問いに答えなさい

単語が表す事物や事柄の枠組みは本質的に曖昧なものですから、単語の意味を合成して得られる文の意味も当然曖昧になります。たとえば、「太郎は運動会でリレーに出場した」という文が表す事柄では、「運動会」が日本ではどんな形で行われるのか、そしてそこで行われる「リレー」という競技に出場する人がどの程度の能力をもっていて、どのくらいの距離を走れるのかなどの情報は与えられていません。ですからこの文を理解する人は、自分がもっているこれらの単語が表す事物についての知識をもとにして、実際にどんな事柄が起こったのかを頭の中で限定することになります。そして、「運動会」にしろ「リレー」にしろ、聞き手がもっているそれらの事物についての知識はそれぞれ全く同じではないわけですから、この文が表す事柄も、最終的に限定されて理解される段階では、聞き手によってそれぞれ異なったものになるわけです。

㊦（ ）、「文の意味が理解される過程では、聞き手がもっている事物や事柄に関する知識が必ず使われると考えることができるのでして、このことから話し手の側でも、聞き手が事物や事柄についてどんな知識をもっているのかを前提として単語を選択し、文を作り上げることになります。

たとえば聞き手が日本人の大人であることがわかっているのであれば、「明日は息子の幼稚園の運動会だから、運動靴を履いていきます」と言うだけで、特に他の事柄を付け加える必要はありません。ところが聞き手が日本のことをよく知らない外国人であれば、「息子の幼稚園の運動会」と「運動靴を履いていく」ことの因果関係がわからない可能性があります。この関係が理解できるためには、日本の幼稚園で行われる運動会では、プログラムの中に園児の父母が参加する種目が設けられているのが普通だという知識が必要だからです。ですから、日本の幼稚園の事情をよく知らない人に対してであれば、今のような文を作ることとはせずに、「明日は息子の幼稚園で運動会があって、私も参加しなければならぬ種目があるので、運動靴を履いていきます」のような形の文を作って伝達することが適当だということになります。

文の理解に聞き手の知識が前提とされるのが、⁽¹⁾コトバによる伝達の普通のあり方だとすると、ある文が表す事柄そのものではなく、その事柄となんらかの関係をもつ別の事柄を、聞き手に理解させるという伝達の方法もありうるようになります。㊧（ ）、「ある文を用いることによって、間接的に別の事柄を聞き手に理解させるといいうことです。㊨（ ）、「知り合いがあなたの家を訪ねてきているとして、その人に「ケーキでもいかがですか」と尋ねたとします。その時その人が「さっき食事をすませて

きたので」と答えたとしたらあなたは、ああこの人はケーキがほしくないんだと理解するはずです。

知り合いが言った文は、その人が少し前に食事を終えた、という事柄を表しているだけです。ですが私たちは、「ある人が少し前に食事をしたのなら、その人は空腹ではない。そしてある人が空腹でなければ、ケーキを食べたいとは思わない」という知識をもっています。このことから、少し前に食事をした、という内容の事柄を言われて、私たちは即座に、その人がケーキを食べたくない、という別の事柄を理解し、その人は自分の申し出を断っているのだと判断するわけです。

この程度の理解は非常に簡単で、誰にでもできます。しかし知り合いが言った文の内容は、単に少し前に食事を終えたという事柄だけですから、もしその事柄だけしか理解できないのであれば、その人がケーキを食べたくないという別の事柄までは理解できないはずです。ですから、こんな簡単な内容の理解でも、私たちはある事柄に関係する別の事柄についての知識を利用しているのだと考えることができます。もちろん、「ケーキはいかがですか」という質問に対する答えとしてならば、「いいえケーキはほしくありません」という文を使うことで直接的に聞き手が必要としている事柄を伝えることができます。それなのに⁽²⁾「少し前に食事をした」という内容はその事柄を直接表すではありませんから、答えとしては不十分なものでしかありません。

しかしあなたは知り合いに好意を示そうとしてケーキをすすめているわけですから、その相手がケーキを食べたくないという事柄は、あなたの好意を拒否する、つまりあなたにとっては不利益となる内容です。恐らくこのように、聞き手に不利益となる事柄を直接的に伝えることを避けるために、聞き手の知識を利用する形で、間接的に同じ内容を伝える方法が選択されたのだと思われます。

つまり、あえて不十分な内容の事柄を聞き手に伝えることで、話し手は聞き手に対して、その事柄に関係する知識を利用して別の事柄を理解することを期待し、直接的にその事柄を表す文を作ることを避ける方策を選択したということです。

それでは、聞き手の要求する答えに対して「不十分」な内容とはどういう性質のものなのでしょうか。不十分とは十分ではないということですから、まず答えに対する十分な内容とはどんなものなのかを考えてみましょう。

まず、聞き手の要求は、普通は疑問か命令・依頼の形で表されます。「これは何ですか」という疑問文に対しては、「何」に当たる事物を答えることが要求されているのですし、「行け」という命令に対しては、「行きます」という肯定の意志か、「行きません」という否定の意志を表すことが要求されているわけです。

さて、疑問文は今の「これは何ですか」のように疑問詞を使う疑問文と、「あなたは学生ですか」のように、事柄が成立するのかわからないのかを尋ねる形の疑問文があります。疑問詞を使う疑問文を、「疑問詞疑問文」「特殊疑問文」とか「WH-疑問文」とも呼ばれます。事柄の成立を尋ねる疑問文を、ある事柄が本当か嘘かを尋ねるという意味で、「真偽疑問文」「一般疑問文」とか「Yes-No 疑問文」とも呼ばれます(と呼ぶ)ことにしておきましょう。

(3) () に対する十分な答えは、その疑問詞が表すはずの具体的な事物をそのまま言うことです。「これは何ですか」に対しては、「何」が表す、たとえば「雑誌」とか「パスカトーレ」などの事物をあげることによって十分な答えとなります。⁽⁴⁾ () に対する十分な答えは、聞かれている事柄が事実であれば「はい」、事実でなければ「いいえ」と答えることです。命令や依頼に対しても、相手の要求に

応じるのであれば「はい」、応じるつもりがなければ「いいえ」と答えるのが十分な答えになります。

それでは、聞き手の要求に対する不十分な答えとはどのようなものでしょうか。今はわざと不十分な答えをする場合を考えているのですから、疑問文に対する答えを話し手は正しく知っているし、相手の命令や要求に対する態度もはっきり決めているものと仮定しておきます。

まず、疑問詞疑問文に対する最も不十分な答えとしては、「さあね」とか「どうだろうな」などのように言って、最初から答えを拒否する場合があります。それから次に不十分なのは、「知りません」とか「忘れました」のように、一応答えてはいるものの、疑問詞に対応する事物を全然言わない場合です。これは、対応する事物を本当は知っているのですから、わざと「嘘」を言うということです。次には、「あなたは何をしているのですか」という質問に対して「息をしています」のような答えをする場合があります。これは、聞き手の質問にきちんと答えているように見えて、実は質問をわざとはぐらかして、質問とは無関係の事柄を言うことだと言えます。さらには、「それをどこで見つけたのですか」という質問に対して、「地球です」のように、嘘でも無関係でもないけれども、「どこ」が表す場所を要素とする大きすぎる集合を与えて、聞き手の知りたい正確な場所を教えない場合もあります。

真偽疑問文に対しても、答えを拒否したり、嘘を言ったりするのは当然不十分な答えです。また「あなたは学生ですか」に対して、「最近耳が遠くなりました」のようにわざと答えとは無関係の内容を言うこともありますし、「はい、勉強はしています」のように答えとしては正確さを欠く内容の事柄を伝えることもあります。

命令・依頼に対しても同じことで、要求の拒否や、要求に応じたくないのに応じるふりをする、つまり嘘をつくなどの場合は、不十分な答えだと言えます。また、「コピーをしてくれ」という依頼に対して、「今私は仕事中です」のように答えれば、依頼に対する答えとは無関係の事柄を伝えているわけです。上にあげた「ケーキでもいかがですか」に対して「さっき食事をすませました」と答えるのは、命令の一種としての提案に対して、無関係の事柄を言っていることになります。また、「コピーをしてくれ」という依頼に対して「はい、いつかやります」のように答えたとしたら、聞き手の要求に正確に答えたものとは言えません。

このように、聞き手の要求に対する不十分な答えとしては、不十分さの程度が大きい順番に、①最初から答えを拒否する、②嘘を言う、③無関係のことを言う、④不正確な情報を伝える、の四つの種類が考えられることになります。アメリカの哲学者グライスは、聞き手の要求に対する十分な答えをするための原則として、「質の原則」(嘘を言わない)、「量の原則」(過不足ない情報を与える)、「関係の原則」(無関係のことを言わない)、「様式の原則」(曖昧な表現をしない)という四つの簡潔な原則をあげています。今考えた、不十分な答えの種類も、グライスの関係の原則に大体のところ対応しています。

ただ、「様式の原則違反」と「最初から答えを拒否する」は少し違っているようです。様式の原則に違反するというのは、わざとわかりにくくて非論理的で曖昧な表現を使うということだとされていますが、相手の要求に対する答えとしてこのような表現が使われるのはそれほど普通ではありませんから、「さあね」「どうだろうな」「そうだねえ」のような、返答を拒否する表現が使われる場合を入れておいたほうが、不十分な答えの類別としてはよいように思われます。

⁽⁵⁾ いずれにしても、聞き手の要求しているはずの答えに対して、今あげた種類に属するような不十分な答えをあえてすれば、聞き手はどうしてわざわざ不十分な答えをしているのだろうか、その理由を考えます。そしてそのために、聞き手は自分がもっている、言われた事柄に関係する知識を使って理由

を推測し、最終的に話し手が本当に伝えたい事柄を理解するわけです。このように、文が表す事柄がもっている本質的な曖昧性によって、文を理解する際には必ずなんらかの知識を利用することが必要になるという⁶⁾コトバの性質が、伝えたい事柄を間接的に表す手段をも発達させたのだと言えるでしょう。

『シリーズ・日本語のしくみを探る③ 言語学のしくみ』町田健(編), 2008年より, 一部改変

問一 文中の㊦から㊧の)に入る接続表現を答えなさい。

問二 この著者は、傍線部②に示すような「答えとしては不十分なもの」を返答する理由について、どのように考えているか説明しなさい。

【二〇〇字以内】

問三)の③および④に入る単語又は語句を文中の表現で答えなさい。

問四 傍線部⑤の「いずれにしても」とは、具体的に何のことを指しているか答えなさい。

【二五〇字以内】

問五 傍線部①および⑥は「コトバ」と表記されているが、著者はなぜ「ことばや言葉」ではなくあえてカタカナで表記したのか、その理由について、あなたの考えを答えなさい。

【二五〇字以内】

【二】次の四字熟語の読みを書きなさい。

(一) 満身創痍

(二) 朝三暮四

(三) 切磋琢磨

(四) 行運流水

(五) 岡目八目

【三】次の言葉の反意語を書きなさい。

- (一) 設立
- (二) 怠慢
- (三) 儉約
- (四) 依存
- (五) 煩雑

【四】次の言葉の意味として、最も適切なものを一つ選びなさい。

(一) 完遂

(A) 高い水準で完成した作品

(B) 完全に成し遂げること

(C) 完成までに長い道のりがあること

(D) 技能を完全に修得した習熟者

(二) 連関

(A) 関係が連続的に継続する様

(B) 関係のある者同士が協働すること

(C) 二つの属性間に相互関係が存在すること

(D) エピソード連続的なつながり

(三) 快演

(A) 演舞が滞りなく披露されること

(B) すばらしい演技や演奏のこと

(C) 熱狂的な演奏のこと

(D) 手順通りに遂行されること

(四) 依拠

- (A) よりどころとして従うこと
- (B) よりどころとした根拠
- (C) 事実として認められること
- (D) 法や規律を制定すること

(五) 墮落

- (A) 道徳が欠如した状態のこと
- (B) 疲弊する様子
- (C) 物事の判断ができないこと
- (D) 物事が本来あるべき正しい姿や価値を失うこと